## 海外法律事情

# アメリカ刑事法の調査研究(145)

米国刑事法研究会(代表推播隆幸)\*

Warger v. Shauers, 574 U. S. \_\_\_ (2014)

麻 妻 和 人\*\*

陪審選任手続における陪審員の不誠実さを証明するため、評決後に、評議中の陪審員の発言を内容とする、他の陪審員による宣誓供述書を証拠として用いることは許されないとした事例。

# 《事実の概要》

申請人ワーガーは, 自動二輪で走行中, 被申請人シャウアーズが運転するトラックに追突され, 左脚の切断を要する傷害を負った。

申請人は、合衆国 District Court に、被申請人に対して過失に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。陪審選任手続(voir dire)中、申請人の訴訟代理人は、陪審員候補者に対して、この種の事件について公正な判断ができない、あるいは、評決に影響を与えるような見解を有している者がいるか、について尋ねた。この点につき、当時陪審員候補者で後に陪審の長となるウィップルは「いいえ」と回答していた。

公判が開始され、陪審は被申請人に有利な評決を下した。その後、陪審

<sup>\*</sup> 所員・中央大学法科大学院教授

<sup>\*\*</sup> 嘱託研究所員·桐蔭横浜大学法学部准教授

員の一人が、申請人の訴訟代理人に接触し、評議中のウィップルの行動を 伝えてきた。そして、当該陪審員は、ウィップルが評議中、娘の過失によ る車の衝突により人が一名死亡したと話したこと、そして、もし娘に対し て損害賠償請求訴訟がされていたら、娘の人生は破滅していただろうと述 べていた旨の宣誓供述書に署名した。

この宣誓供述書に依拠して、申請人は、ウィップルが陪審選任手続の間、その公平性と賠償の認定能力について偽りを述べていたと主張し、「陪審員が陪審選任手続において重要な質問に誠実に答えなかったこと、そして、正しく回答していたのであれば陪審員を忌避する有効な基礎となったであろうことを、一方当事者が証明した場合にはニュー・トライアルが認められる」とする、マクドナー(McDonough Power Equipment, Inc. v. Greenwood, 464 U. S. 548 (1984))の要件をみたすとして、ニュー・トライアルを申し立てた。

合衆国 District Court は、評決の有効性を争う尋問において、陪審の評議中になされた発言や生じた出来事に関する証拠の利用を禁じている連邦証拠規則 606 (b)により、申請人の申立てを支える唯一の証拠である陪審員による宣誓供述書を証拠とすることは許されず、また、同規則の3つの例外にも該当しないとして、ニュー・トライアルを認めなかった。

第8巡回区 Court of Appeals は、この判断を確認した。Court of Appeals は、陪審員の個人的な経験については、そのような固有の経験を陪審員室に持ち込むことは避けられないから、外部からの情報を構成するものではないとして、申請人の申し立てた証拠は規則 606 (b) (2) (A)にいう「外部からの評決に影響を与えるような情報が、陪審員の意識に不当に持ち込まれた場合の例外」にあたらないとし、さらに、一方当事者が陪審選任手続中の陪審員の不誠実さを示す証拠を提出した場合には規則 606 (b)は一切適用されない、とする申請人の主張を退けた。合衆国最高裁判所により、サーシオレイライが認容された。

## 【判旨・法廷意見】

原判断確認

ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見(全員一致)

1. 連邦証拠規則 606 (b)は、陪審選任手続の最中に陪審員が偽りを述べたことに基づいて一方当事者がニュー・トライアルを求める手続における、陪審員の証言に適用される。規則606(b)の文言は文字通り、評決の有効性を争う審理に適用される。陪審選任手続中の陪審員の不誠実な回答を理由とする評決後のニュー・トライアルの申立ては、誠実に回答がなされていればその陪審員の理由付忌避の有効な基礎を与えたであろう場合には、評決は無効とされなければならないのであるから、評決の有効性を争う審理を伴うことは明らかである。この理解は、同規則が基礎を置くコモン・ローのルールに調和する。

陪審員の証言について、これを広く認めるいわゆる「アイオワ・ルール」と呼ばれるルールがある。これはアイオワ州最高裁判所によるライト (Wright v. Illinois & Miss. Tel. Co., 20 Iowa 195 (1866)) の判断に由来するものであり、このルールの下では、評議に関する陪審の証言は、評決に至る陪審員の主観的意図や思考過程に関する証拠で構成される、評決に固有の事項に関連する範囲においてのみ除外される。このアイオワ・ルールを採用して、陪審評議に関する証言は、陪審選任手続の間の陪審員の振る舞いを問題にするのに用いられる場合には許容されるとした裁判例もある (たとえば、Mathisen v. Norton, 187 Wash. 240 (1936); Williams v. Bridges, 140 Cal. App. 537 (1934))。

これに対して、いわゆる「連邦ルール」によれば「外部」の要因が陪審 の評決に影響を与えたことを示すために申し立てられたものでない限り、 当事者は陪審評議に関する証拠を用いることが禁じられる。

大多数の下級裁判所は連邦ルールを採用し、陪審評議の証拠は、たとえ 陪審選任手続中に不誠実な回答があったことを証明するために用いる場合 であっても許されないとする。マクドナルド(McDonald v. Pless, 238 U. S. 264 (1915))で当裁判所は、陪審が不適切で受け入れられない妥協的評決を下したことを証明するために陪審員の宣誓供述書を用いることを許さなかった。その後、クラーク(Clark v. United States, 289 U. S. 1(1933))で、当裁判所はアイオワ・ルールを明らかに否定した。クラークは、政府が陪審選任手続において被告人のことを知らないと偽った陪審員を法廷侮辱の罪で起訴した事案である。当裁判所は、訴追側は先の事件の評議において生じた証拠を提出できるとしたが、陪審員の議論を証拠とすることを認めなかった。

これらの判断は、議会による規則 606 (b)の制定以前のものであり、議会は制定にあたり、これらの判断より広く証言を認めるルールを制定することができたはずであるにもかかわらずその様に規定しなかったことから、議会が採用した規則の文言が連邦のアプローチを反映したものであることは明らかである。すなわち、規則 606条 (b)は、外部からの情報および外部からの影響という明示的な例外を除いて、陪審評議に関する一切の証拠の利用を禁じているのであって、このことは立法の経緯からも確かなものである。

2. (1) このような規則 606 (b)の解釈に対し、申請人は、陪審選任手続中の不誠実行為に基づくニュー・トライアルの申立て手続は、「評決の有効性を争う尋問」を含まないと主張する。申請人は、マクドナーの下で、陪審選任手続の予備尋問中の不誠実行為に基づいてニュー・トライアルを提起した当事者は、その不誠実行為が評決に影響を及ぼしたことを示す必要はないとする。有効な主張により結果として判決の無効をもたらすことになるかもしれないが、それは陪審が評決に達した方法とは関係のない様々な種類の瑕疵に対する保護策となりうるのと同じように、無効とすることは、単なるマクドナーの瑕疵に対する保護策であるというのである。

当裁判所はこの主張を認めることはできない。申請人の主張は、規則 606 (b)が適用される範囲を、裁判所が陪審が評決を下した方法について審 
香しなければならない瑕疵が主張される場合に限定しようとするものに見

える。しかし、規則が言及している「尋問」とは評決の有効性を争う尋問であり、評決それ自体についての尋問ではない。規則は、評議の証拠が評決を無効にするために用いられる手段に焦点を当てるものではない。規則は「陪審評議の審査の過程」とは規定しておらず、また、主張された瑕疵が陪審の評決に影響を与えたかどうかを判断するのに用いるための、評議に関する証拠の提出を禁じている。規則は、単純に評決の有効性の審査の過程に適用される。すなわち、評決が無効となりうる手続の過程である。陪審選任手続の過程での、申し立てられた陪審員の不適切な行為が陪審の評決に直接に影響を有していたかどうかにかかわらず、ニュー・トライアルの提起は、評決が有効かどうかの判断を裁判所に求めるものである。

- (2) 次に申請人は、陪審選任手続の予備尋問の過程で陪審員が虚偽を述べたことを示す陪審評議の証拠を排除することは、陪審員室での率直で充実した評議を促進し、陪審員への嫌がらせを防止しようという議会の目的を実現するのに無益なものであると主張する。しかし、これらは規則606(b)の規定自体が妥当でないとする議論であり、規則の具体的な例外に関する議論ではない。議会による規則606(b)の制定は、評決を争うための評議の証拠の利用を認めれば、規則が明示する例外にあたらない状況における、陪審員に対する脅威および評決の終局性への脅威となるであろうという関心に基づいている。この議会の関心が的外れだということを理由として、規則の適用を免れることはできない。
- (3) また、申請人は、当裁判所が憲法上の問題を回避するために、規則 606 (b)についての申請人による解釈を採用しなければならないと主張しているが、これも受け入れられるものではない。合衆国憲法は刑事・非刑事の当事者いずれにも公平な陪審による裁判を受ける権利を保障している。そして、当裁判所は、陪審選任手続がこの権利を保護するために不可欠な手段であるということを明らかにしている。申請人は、この原理により、評議の証拠を陪審選任手続の過程で陪審員が嘘をついたことを示すために用いることが許されるものと主張する。しかし、規則 606 (b)の文言と制定の経緯双方の明瞭さを考えると、憲法判断回避の原則 (constitutional

avoidance)は、ここでは妥当しない。この原則は、条項の「もっともらしい解釈が競合する場合に選択をするための手段」である。曖昧さがない場合にはこの原則は適用されない。当裁判所は本件において曖昧さを見出すことはできない。

さらに、こうした状況で規則 606 (b)が違憲であるという主張は、タナー (Tanner v. United States, 483 U. S. 107 (1987)) での当裁判所の判断で否定されている。タナーで当裁判所は、規則 606 (b)が第 6 修正の公平な裁判所による裁判を受ける権利を侵害するとの主張を否定し、被告人の能力のある陪審による裁判を受ける権利は、陪審選任手続、裁判所による観察、公判中の弁護人ないし訴訟代理人、そして陪審員以外の者による証拠利用の可能性により十分に守られているとした。本件でも同様に、公平な陪審による裁判を受ける権利は、陪審員による宣誓供述書の証拠利用を規則606 (b)が禁じたとしても、依然保障されている。たとえ陪審選任手続で、陪審員が評決に影響を与える要因を隠す形で虚偽を述べたとしても、当事者は、評決前には、評決に影響を与えるような要因に関する証拠について裁判所の注意をひきつけることができる。

3. 本件の宣誓供述証拠は規則 606 (b)(2)(A)の「評決に影響を与えるような要因が、外部から陪審員の意識に不当に持ち込まれた」という例外にはあたらない。一般的には、ある情報が陪審の「外部」の情報源に由来する場合には、その情報は「外部」のものと判断される。「内部」の事柄や情報には、陪審員が自らとともに陪審員室に持ち込む一定量の経験が含まれる。これに対して、「外部」の事柄や情報とは、陪審が判断しなければならない事件に関連する広く一般に知られている事柄や情報のことをいう。本件の宣誓供述書は両者を区別する境界線の「内部」に位置付けられる。すなわち、ウィップルの娘の事故は、自動車事故の過失責任についての彼女の見解についての情報を与えているであろうが、それが、本件の衝突に関する一般的な特定の知識を、彼女やその他の陪審員に提供したもの

とはいえない。

とはいえ、申請人は、ウィップルの供述が、この意味での「外部」の情 報であるとは主張してない。申請人は,ウィップルが娘の事故について開 示していれば陪審員として不適格とされ、その資格を有しなかったといえ るので、ウィップルが他の陪審員と共有した情報はすべて「外部」のもの となると主張している。しかし、特定の陪審員が陪審から排除されたであ ろう場合に、その陪審員の発言すべてが、規則 606 (b)(2)(A)の意味の範囲 内で必然的に「外部」のものとなる、という主張には同意することはでき ない。もし、そのような主張が正しければ、当事者が規則 606(b)を回避す るのは極めて容易となる。これまで述べてきたとおり、議会は陪審が自ら の評決を弾劾することについて、制限的なルールを採用した。すなわち、 陪審選任手続の過程における陪審員の不誠実を証明するために評議の証拠 を当事者が用いることを許さない。しかし、もし申請人が主張するような 「外部 | 情報の例外に関する理解を認めれば、当事者は、いつでもそのよ うな証拠を、陪審選任手続の過程で正しい応答があれば忌避の有効な基礎 を与えたであろうことを示すために用いることができることとなり、その 陪審員による評議中の発言すべてが証拠として許容されることになる。そ うなれば、多くの事柄や情報が「外部」情報という例外にあたることとな るであろう。

たとえこのような結果が議会の明示の意図によって除外されていないとしても、タナーにより除外されている。タナーは、陪審員の身体的または精神的に不能の主張を「外部」ではなく「内部」のものと取り扱うとする原則に依拠している。タナーでは、陪審員の精神障害、聴覚障害、英語を理解できないことなどが、すべて規則606(b)の下で排除の対象となる「内部」の事柄であるとしたケースを詳細に引用している。申請人の主張によれば、陪審員が初めから陪審を務めることができなかった場合、あるいは、公判中の不適切な行為により解任されるべきであった場合、評議中にその者の言動は必然的に「外部」のものになり、それについての陪審員による証言は許容されることになるであろう。しかしタナーはこうした考え

方を黙示的に否定しているのであって、そこで検討されたように、陪審員の精神障害や聴覚障害などについて陪審員の証言を否定するのであれば、本件において検討された、評決に影響を与えるような要因に関する主張についても陪審員の証言は否定されるべきであろう。特定の陪審員が解任された場合、その理由が何であれ、陪審員が解任されたという単なる事実は、評議中の陪審員の言動につき陪審員に証言させることを許容するものではない。

#### 《解説》

- 1. 本件は、ニュー・トライアルを申し立てている当事者が、陪審選任手続(voir dire)の過程で、評議における他の陪審員の発言に関する陪審員による宣誓供述書を、特定の陪審員に不誠実な行動があったことを示すための証拠とすることができるか、が問題となった事案である。合衆国最高裁判所は全員一致で、陪審選任手続において陪審員候補者が重要な質問に誠実に回答しなかったこと、そして、正しく回答していれば陪審員を忌避する有効な基礎となったであろうことを証明するために、陪審員による宣誓供述書を証拠として用いることは連邦証拠規則 606 (b)により許されないと判断した。
- 2. 評決後に、評議中の陪審員の発言を内容とする、他の陪審員による 証言を認めることにはどのような問題があるのであろうか。

陪審員が自らの関わった評決について、自ら弾劾することを許さないということは、コモン・ロー以来の原則である。

陪審による裁判は、コミュニティの構成員の公正な意識を忠実に反映させようとする裁判制度である。コミュニティの意識を忠実に反映するためには、評議において、自由かつ率直で活発な議論が行われる必要がある。

陪審制度において、陪審による評決の理由の開示は求められていない。 これは素人である陪審に論理的で説得的な議論を求めることはできない、 という陪審の能力からの帰結でもあるが、一方で、陪審員が評議において 率直に自らの意見を述べることができるための工夫でもある。また、判決後に評議中の個々の陪審員の陳述の内容や行動が明らかにされるとすれば、陪審員に対する萎縮効果を生み、自由かつ率直な意見表明ができなくなり、自由で活発な議論を前提とする陪審裁判は成り立たなくなる。評議での意見表明や行為が「その場限り」であるからこそ、陪審の自由な議論が期待できるのである。さらに、個々の陪審員の発言や行動が明らかになれば、陪審裁判の結果に不満を感じる当事者やその他の者により、報復や嫌がらせの対象にされたり、圧力がかけられたりするおそれがある。こうしたことがあれば、陪審員の社会生活にも影響を及ぼすことになる。陪審員が、常にこのようなリスクにさらされなければならないとすれば、陪審制度そのものについて社会の理解は得られなくなり、陪審制度が立ち行かなくなるであろう。加えて、評議の内容が明らかになることで、個々の陪審員の不適切な行為を理由に評決の有効性を争ってニュー・トライアルの申立てが繰り返されることに途をひらくことになり、そうなれば、評決の終局性が失われるおそれがある。

規則 606 (b)(1)は,「評決の有効性を争う尋問において, 陪審員は, 陪審員の評議においてなされたいかなる発言, もしくは当該評議において生じた出来事, 当該陪審員もしくは他の陪審員の投票内容, または当該評決に関するいかなる陪審員の精神的変化についても証言することはできない。裁判所は, これらの事項に関する陪審員の宣誓供述書または陪審員の供述証拠を採用してはならない」と規定して, 陪審員が評議中の発言や出来事などについて証言することを禁じている。

しかし、外部からの要因が陪審員に作用し、それが評決に影響を与えるとすると、陪審裁判の公正さが害されるおそれがある。そこで、規則 606 (b)は(2)で、(A)評決に影響を与えるような要因が外部から陪審員の意識に不当に持ち込まれた場合、(B)外部の要因がいずれかの陪審員に不当な影響をもたらした場合、(C)評決用紙に評決を記入する際に誤りがあった場合には例外として証言できることを定めているのである<sup>1)</sup>。

<sup>1)</sup> 連邦証拠規則606は以下のように規定している。

比較法雑誌第49巻第3号(2015)

3. 陪審員による証言が許されるかどうかが争点とされた本件までの合衆国最高裁判所の判断のうち、陪審員による証言を許容したものとして、たとえば、パーカー(Parker v. Gladden, 385 U. S. 363 (1966))、レマー(Remmer v. United States, 347 U. S. 227 (1954))、スミス(Smith v. Phillips 455 U. S. 209 (1982))がある。パーカーは、有罪判決後の救済申立ての聴聞の際に、廷吏が陪審員に対して「被告人は有罪である」「ここで有罪とならなくても最高裁がそれを正すだろう」と述べたことについての陪審員が証言をすることを認めた事案である。レマーでは、匿名の人物が、陪審の長になる者に、被告人に有利な評決をすれば陪審員の利益を図るとする申出をした旨の陪審員による証言を認めた。さらにスミスでは、陪審員が地方検事(District Attorney)に、自らを陪審員として採用するように事前に申請していたことについて、陪審員が証言することを認めた。

これに対して、陪審員の証言を許さなかった事例としては、たとえば、 陪審の評決の方法が不適切であったことについて示すために、陪審員の宣

<sup>(</sup>a) At the Trial. A juror may not testify as a witness before the other jurors at the trial. If a juror is called to testify, the court must give a party an opportunity to object outside the jury's presence.

<sup>(</sup>b) During an Inquiry into the Validity of a Verdict or Indictment.

<sup>(1)</sup> Prohibited Testimony or Other Evidence. During an inquiry into the validity of a verdict or indictment, a juror may not testify about any statement made or incident that occurred during the jury's deliberations; the effect of anything on that juror's or another juror's vote; or any juror's mental processes concerning the verdict or indictment. The court may not receive a juror's affidavit or evidence of a juror's statement on these matters.

<sup>(2)</sup> Exceptions. A juror may testify about whether: (A) extraneous prejudicial information was improperly brought to the jury's attention; (B) an outside influence was improperly brought to bear on any juror; or (C) a mistake was made in entering the verdict on the verdict form.

同規則について、田邉真敏『アメリカ連邦証拠規則』(レクシスネクシスジャパン 2012)115頁参照。

誓供述書を用いることを許さなかったマクドナルド(McDonald v. Pless, 238 U. S. 264(1915))や、陪審員のコミュニケーションは特別なものであるということを理由として評議中の陪審員の陳述の内容を証拠とすることを認めなかったクラーク(Clark v. United States, 289 U. S. 1(1933))がある。さらに、タナー(Tanner v. United States, 483 U. S. 107 (1987))<sup>2)</sup>において、複数の陪審員が、アルコールを摂取し、その影響により公判審理中に眠ってしまっていたという事実、および、審理中に薬物の影響下にあったという事実の証明に関しても陪審員に証言させることは許されないとし、陪審員の意思決定について内心に対して外部的な要因が影響したといい得る場合であっても、陪審員による証言は許されないとし、証言が許される範囲を限定している。

これらの合衆国最高裁判所の判断は、規則606(b)制定以前の判断も含め、一貫して陪審裁判における評決の終局性、陪審員の独立性を重視し、陪審員による証言が許されるのは、証言が証明する事実が陪審員や評議の外部的要因である場合のみであり、陪審員の内部的な事情や、評議の内部で生じたことついては証言を認めていない。外部的要因が陪審員に作用し、評決に何らかの不当な影響が及ぶことによって陪審による裁判の公正さが害されるような場合を除き、陪審の判断について陪審員自身に証言をさせることは、陪審制度の存在を脅かすものとして許されないとするのである。

4. 本判断は、先例にしたがって、陪審員の証言が許される範囲を限定し、規則606(b)の例外についても限定的に判断し、本件で問題となった供述調書は例外にあたらないとした。

ウィップルが評議中に、本件で問題となったような発言をしたかどうかはともかくとして、陪審裁判は、異なる経験や背景を持った陪審員が、それを前提に証拠について議論し、その評価を交換するものである。すなわち、陪審裁判自体、個々の陪審員の多様な生活体験を前提とするものであ

<sup>2)</sup> 比較法雑誌25巻2号109頁(小木曽綾担当)参照。

ることから、本件の第8巡回区が示唆しているように、個々の陪審員の生活体験自体を外部的要因とすることは妥当でないであろう。また、規則606(b)の規定により、陪審員による証言や宣誓供述書の利用ができなければ、判決後に陪審による公正な裁判が行われたかどうかについての精査が困難になるとの主張も考えられるところではあるが、本件の法廷意見が判示し、あるいはタナーの法廷意見で強調されたように、第6修正の公平な陪審による裁判を受ける権利を保障する手段は、陪審選任手続や、公判裁判官の訴訟指揮や陪審に対する説示などにより、十分に担保されている。陪審による自由で率直な議論を前提とする陪審裁判の在り方を尊重する立場からは、陪審員が評議において萎縮しないような陪審員の証言の許否に関する例外は限定的に理解すべきということになろう。

もっとも、本判断においては、脚註の3で「陪審員の評決に影響を与える要因が極端であるために、陪審による裁判を受ける権利が害される場合には、当裁判所は通常の保護手段が手続の完全性を保護するのに十分であるか否かを検討することが可能」との指摘がなされている。これは註で示されたものではあるが、陪審員に評決に影響を与える要因がある場合で、それが相当な程度である場合には、証言が証明する事実が陪審員または評議の「内部」の事情である場合であっても、陪審員による証言を許す余地があることを示唆したともいえよう。

本件は、陪審の独立性と評決の終局性、および、公平な陪審による裁判を受ける権利に関するその他の保護手段の存在といった、従来から合衆国最高裁判所が示してきた理由付けに基づいて判断したもので、先例にしたがった一つの事例判断と位置付けられるが、合衆国最高裁判所が陪審裁判の公正を担保する保護策として挙げてきた陪審選任手続の中での瑕疵の存在を証明しようとする場合についても、陪審員による証言を認めなかったことは、陪審員による証言について合衆国最高裁判所が限定的な立場であることを改めて示したものといえ、参考になるものと思われる。

# Rodriguez v. United States, 575 U. S. \_\_\_ (2015)

檀 上 弘 文\*

車輌の停止理由となった交通違反とは無関係に薬物探知犬による嗅覚検査を実施するため停止措置を延長することは、不審事由(合理的嫌疑:reasonable suspicion)を欠いた状況では合衆国憲法第4修正にいう不合理な身体の押収(seizure)に当たり、違憲となるとされた事例。

#### 《事実の概要》

午前 0 時をちょうど過ぎた頃、ネブラスカ州の警察官は、幹線道路で申請人ロドリゲスの運転する自動車が、州法で禁止されている路肩走行をしているのを目撃し、午前 0 時06分、ロドリゲスの自動車を停止させた。ロドリゲスの自動車にはもう 1 名が助手席に同乗していた。なお、この警察官は薬物探知犬担当警察官であり、その夜は薬物探知犬もパトカーに乗車していた。

午前 0 時27分か28分までに、警察官は車輌を停止させた理由となった交通違反に関連する事項については処理が完了していたが、警察官はロドリゲスを退去させようとはせず、ロドリゲスに彼の自動車の周りを薬物探知犬を連れて歩いて良いか尋ねたが拒否されたため、午前 0 時33分、すでに応援として呼んでいた別の警察官の到着を待って、薬物探知犬による嗅覚検査を実施したところ、薬物の存在を示す反応が見られた。なお、警察官が警告切符を交付した時点から薬物探知犬が薬物の存在を示す反応をするまでの経過時間は7,8分であった。その後の自動車の捜索により覚せい剤が発見された。

<sup>\*</sup> 嘱託研究所員·中京大学大学院法務研究科教授

#### 比較法雑誌第49巻第3号(2015)

ロドリゲスは、覚せい剤頒布・販売目的所持の罪(合衆国法典 Title21 841条(a)(1)及び(b)(1)違反)で(大陪審)起訴された。ロドリゲスは、警察官が薬物探知犬による嗅覚検査を実施するために、他に不審事由(reasonable suspicion)が存在しないにもかかわらず、交通違反による停止措置を延長したのは違法であるとして自動車から発見・押収された証拠の排除を申し立てた。Magistrate Judge は、警察官が警告切符を交付した時点においては留置き(detention)を正当化する不審事由も存在しなかったと認定したが、合衆国第8巡回区の先例によれば、薬物探知犬による嗅覚検査のために7、8分間停止措置を延長したとしても、ロドリゲスの第4修正上の権利侵害としてはごく軽微なもの(de minimis)に過ぎないため停止措置の延長は適法であると結論付けた。

合衆国 District Court は、第8巡回区においては停止に関連する手続完 了後、短時間内に行われた薬物探知犬による嗅覚検査は、それがごく軽微 な侵害に過ぎないものである限り、憲法上禁止されているとはいえず、嗅 覚検査によって7分から10分程度停止措置が延長されてもそれ自体憲法上 重要な意味を持つものではないとして、ロドリゲスの証拠排除申立てを却 下した。ロドリゲスは条件付有罪答弁を行い、5年の収監刑が言い渡され た。

合衆国第8巡回区 Court of Appeals は、本件嗅覚検査による7、8分の 遅滞はロドリゲスの身体の自由に対する侵害として容認し得るごく軽微な ものであったと判示し、District Court の判断を確認した。なお、その際、 警告切符の交付後にロドリゲスの留置きを継続すべき不審事由が存在した のか否かについては、Court of Appeals は判断を示していない。

不審事由を欠いた状況で薬物探知犬による嗅覚検査を実施するために交通違反に基づく停止措置を延長することが許されるかについては、下級裁判所の間で見解の対立があるため合衆国最高裁判所はサーシオレイライを 認容した。

## 《判旨・法廷意見》

破棄・差戻し

1. ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ首席裁判官、スカリーア、ブライア、ソトマイヨール、ケイガン各裁判官参加)

Caballes (Illinois v. Caballes, 543 U. S. 323 (2005).) において、当裁判所は交通違反を理由とした適法な停止措置の間に実施された薬物探知犬による嗅覚検査は、不合理な身体の押収(seizure)を禁止する第4修正に違反しないと判示した。本件で示された問いは、交通違反による停止措置の完了後に薬物探知犬による嗅覚検査を行うことが第4修正上許容されるか否かというものである。当裁判所は、停止措置を正当化する根拠が交通違反以外にないにもかかわらず、違反切符の交付に要する合理的な時間を超えて停止措置を延長し嗅覚検査を行った場合には第4修正に違反する、と判示する。

比較的短時間の接触,すなわち日常的に行われている交通違反による停止措置は、正式な逮捕よりも、むしろいわゆるテリー型の停止(Terry stop)に類似している。テリー型の停止と同様、交通違反による停止措置の際に警察はどのくらいの時間質問を継続し得るかについては、停止の目的(mission),すなわち停止理由たる交通違反への対処及び警察官の身体の安全を考慮して決定されなければならない。違反への対処が停止の目的であるので、その目的を達成するのに必要な時間を超えて停止を継続することは許されない。したがって、停止のための権限は、交通違反に関連した作業が完了した時点、もしくは、作業を完了させるべきであったと思料すべき合理的な時点で失われる。

Caballes 及びジョンソン(Arizona v. Johnson, 555 U. S. 323 (2009).)における当裁判所の判断もこれらの制限に留意している。両事案において、当裁判所は、沿道での留置きを延長させることにならなければ、第4修正上、停止とは無関係の捜査も一定の範囲で許容されると結論付けたが、Caballes においては、交通違反による停止もそれが警告切符の交付に要する合理的時間を超えて延長された場合には違法となり得るとしており、ジ

ョンソンにおいては、身柄拘束が適法たり得るのは無関係な質問による停止時間の延長が無視できない程度にまで至っていない場合に限られると繰り返し述べている。すなわち、警察官は交通違反で車輌を適法に停止させた際に、交通違反とは無関係の事項についても検査・確認することができるが、不審事由を欠いた状況では、停止を延長してまで無関係の事項については検査・確認を行うことは許されないのである。

交通違反による停止の際には、交通違反切符を交付すべきか否かの判断 以外に、典型的には、停止に付随する通常の確認作業、すなわち運転免許 証の確認、運転者に対する未執行の逮捕状発付の有無の確認、自動車登録 証及び自動車保険証書の確認が警察官の職務に含まれる。これらの確認 は、自動車が安全且つ責任をもって運転されることを確実にするといった 交通法規の執行と同じ目的に適う。

対照的に、薬物探知犬による嗅覚検査は、犯罪証拠の発見を狙いとするものであり、交通違反の停止の際に通常付随して行われるものではない。 交通違反による停止の際に行われる通常の検査・確認といった道路交通の 安全を目的としたものとの密接な関連を欠く薬物探知犬による嗅覚検査を 警察官の交通に関する職務の一部として性格付けることはできない。

第8巡回区 Court of Appeals は、当裁判所のミムズ(Pennsylvania v. Mimms, 434 U. S. 106 (1977).)に依拠するところが大きいが、ミムズにおいて、当裁判所は警察官の身体の安全確保という公共の利益は正当且つ重要なものであり、これは自動車を適法に停止させた後にこれに付加して運転者に降車を求めるといったごく軽微な侵害に勝るとの理由付けを行った。そして、第8巡回区 Court of Appeals は、本件における自動車利用者の負担は、違法薬物の流通を阻止するという重要な公共の利益によって同様に相殺され得ると思料している。

しかしながら、ミムズのいう警察官の安全確保という公共の利益は、車輌の停止それ自体から生じるものであり、車輌の停止には警察官に対する 危険が伴うため、安全な職務執行のための予防策が必要となる。他方で、 現場で他の犯罪の捜査を行うことは、交通取締りの職務からは逸脱する。 したがって、本件における留置きの負担はミムズでの降車命令よりも侵害が軽微であったと仮定しても、薬物探知犬による嗅覚検査を同様の根拠に基づいて正当化することはできない。

政府は、交通違反関連の処理を迅速に終わらせれば、全体の停止時間が 交通違反の処理に通常必要とされる合理的時間内に留まっている限り、警 察官は停止とは無関係の犯罪捜査を行うことができるようになると主張す る。しかし、警察官は常に迅速に交通違反の処理に当たらなければならな いものであり、効率的に処理を終えた場合にはその時点が処理に必要な合 理的な時間だったということになり、交通違反による停止は、それに関連 する調査・質問のために実際に要した時間を超えて延長された場合には違 法となる。したがって、また、重要となるのは、薬物探知犬による嗅覚検 査が実施されたのが警告切符を交付する前か後かということではなく、嗅 覚検査によって停止時間が延長されたか否かである。

District Court は、本件の薬物探知犬による嗅覚検査のための留置きが交通違反による停止とは別個の不審事由によって支えられていないとの判断を示しているが、第8巡回区 Court of Appeals は、その判断についての検討を行っていない。したがって、交通違反の捜査完了後にも別の犯罪に関する不審事由が存在しロドリゲスの留置きが正当化され得るか否かについては依然未解決のままであり、差戻しの審理において第8巡回区 Court of Appeals によって検討されるべきである。

以上の理由により、第8巡回区 Court of Appeals の判断を破棄し、差し戻す。

#### 2. ケネディ裁判官の反対意見

不審事由の存在を認定し得るとする点を除いて、トーマス裁判官の反対意見に参加する。ロドリゲスの留置きを継続すべき薬物の不法所持を示す不審事由が存在していたか否かという争点については、Court of Appeals は何ら検討を加えていない。 この争点については、 まずは Court of Appeals が判断すべきなので、本件を差し戻して Court of Appeals に判断

比較法雑誌第49巻第3号 (2015) させるべきである。

3. トーマス裁判官の反対意見(アリトー裁判官参加、ケネディ裁判官 は不審事由の存在を認定し得るとする点を除いて参加)

第4修正による違憲審査の究極の試金石は「合理性」であり、本件でも停止措置が合理的なものと評価されれば合憲となる。本件では、停止から探知犬による薬物の存在を示す反応があるまで約29分が経過しているが、一人の警察官が複数の乗員のいる車輌を停止させた場合であることを考慮すれば、本件経過時間は特に異常なものとはいえない。また、警察官は交通違反に基づく停止に関する通常の手続を行っており、薬物探知犬による嗅覚検査を行うに当たり、警察官自らの安全を考え、慎重を期して応援を呼んでいるに過ぎない。

Caballes によれば、十分に訓練された薬物探知犬による嗅覚検査は、一般に、プライヴァシーの正当な利益を侵害するものではないので、開始当初適法であった停止は、その執行方法が合理的である限り、停止中に嗅覚検査が行われたからといって、違憲となることはない。本件の場合も同様であり、したがって第4修正違反はない。

法廷意見は、停止措置の目的に関して、交通違反に基づく調べ(traffic-based inquiries)というカテゴリーを設け、このカテゴリーには、自動車を安全且つ責任を持って運転することを確実なものとするといった、交通法令の執行と同様の目的を持つものが含まれ、嗅覚検査のような犯罪証拠の発見に向けられたものはこれに含まれないとしている。しかし、このような考え方は Caballes とは明らかに相容れない。Caballes は、交通違反による停止は薬物探知犬による嗅覚検査を理由に延長されたとしてもそれが合理的な場合があることを想定している。また、他方で、停止が不合理に延長されその間に嗅覚検査が行われた場合には結論が異なることも示唆している。これらを区別する基準は、停止時間全体が停止目的達成に要する合理的時間を超えていたか否かであって、法廷意見の言う、交通違反に関連する調べに必要な時間を超えていたか否かではない。

また、法廷意見のように交通違反での停止の目的を限定すると、停止措置の間に、運転者に関する令状発付の有無を確認することや犯罪に関する質問をすることが許されていることの説明がつかなくなる。

さらにまた、法廷意見によると、相当理由(probable cause)に基づく 交通違反による停止と不審事由(reasonable suspicion)に基づくそれとの 区別が失われてしまうことになる。不審事由に基づいて被疑者を停止させ た場合には、警察の活動は不審事由の解明に必要な限度に限定されるが、 相当理由に基づいて停止させた場合には、このような限定は受けない。 Caballes で嗅覚検査が許容されたのはこの理由による。本件は相当理由に 基づいて停止させた場合であるにもかかわらず、法廷意見は警察の活動を 制限しており、これは Caballes と矛盾する。

なお、本件においては、薬物の臭気を隠すためによく使用される極端に 強い芳香剤の匂いが自動車内に漂っていたこと、警察官との接触の際同乗 者も緊張して落ち着きない様子であったこと、さらには本件自動車乗員の 話の内容には不審点や矛盾点が多数あったことなどの事情があり、これら を総合すれば、不審事由の存在を容易に認めることができ、この点からも ロドリゲスの留置きを継続したことが許容され得る。したがって、第4修 正違反はない。

### 4. アリトー裁判官の反対意見

法廷意見は、嗅覚検査の前に、薬物の積載を疑わせる不審事由が存在してなかったならば、本件停止措置は不合理なものとなるであろうといった、全くの仮定的な問いに取り組んでいる。しかしながら、本件は、実際には自動車乗員の短時間の留置きを正当化する不審事由が存在していた事案であるといえ、この点で本件判断は不必要なものである。

また、法廷意見は、本件における第4修正違反を停止時間全体の長さではなく、警察官の職務執行の手順をその根拠としている点で恣意的なものである。

さらに、本件において警察官は停止を延長せずとも、停止に伴う適法な

職務執行の間に、嗅覚検査を行うことができないわけではなかったが、数的に不利な状況にあったことから、それには必然的に逃亡または警察官への危害のおそれが伴うため、応援の警察官を待って嗅覚検査を行おうとしたものであった。その結果、警告切符の交付後、嗅覚検査の終了までに7分から8分が経過したのであり、仮に、警察官がよりリスクの高い手順を選択していれば、嗅覚検査は、交通違反による停止を理由とした適法な留置きの間に終了していたであろう。法廷意見は、警察官が生命に対するリスクの高い「不合理な」捜査手順を選択していれば適法であった行動を、数分間応援を待つという「合理的な」手順を選択しために違法とするものであり、その判示には、実務上何の意義もなく、法廷意見の採用する法理には、将来的に見ても殆ど利点が見出せない。

#### 《解説》

1. 本件における争点は、交通違反により車輌を停止させその停止に関連した手続を完了した後に、停止理由となった交通違反とは無関係に、不審事由を欠いた状況で薬物探知犬による嗅覚検査を実施するために停止措置を延長することが許されるかというものである。

合衆国では、交通違反の処理のための車輌の停止も合衆国憲法第4修正にいう人の身体の押収(seizure)に当たると考えられており、任意処分に該当し憲法問題ではないとする我が国とは異なる処理をしている。交通違反を理由とする車輌の停止は、警察官が交通違反を現認して行なわれる場合が多いので、逮捕を可能とする相当理由が備わっている場合も多いが、合衆国最高裁は、交通違反による停止措置は停止が一時的なものであり、警察官が被疑者と接触する時間が比較的短いものであることから、正式な逮捕よりも、むしろいわゆるテリー型の停止(Terry stop)、すなわち、職務質問のための停止に類似していると判示してきている1)。したが

<sup>1)</sup> Berkemer v. McCarty, 468 U. S. 420 (1984). 本件については、渥美東洋編『米国刑事判例の動向 I』(1989年) 77頁 (第6事件,手塚雅之担当) 参照。Knowles v. Iowa, 525 U. S. 113 (1998). ノウルズについては、柳川重規・比較法雑誌第33

って、不審事由(reasonable suspicion)があれば、停止措置は憲法上も問題なく正当化される。また他方で、公道で行う薬物探知犬による嗅覚検査は、これにより明らかになるのは規制薬物の存否だけであるとの理由から、第4修正上の捜索には当たらないとされている<sup>2)</sup>。したがって、本件でも嗅覚検査それ自体は憲法上の問題を生ぜず、嗅覚検査のために停止措置を延長したことについての憲法適合性が問題とされている。

2. 本件と関連の深い判例は、本件でも引用されている Caballes 3)である。Caballes は、交通違反を理由とした停止の間に嗅覚検査が実施された場合につき、これが第 4 修正上の不合理な身体の押収に当たらないと判示したものであるが、本件と同様の問題を扱ったいくつかの合衆国巡回区 Court of Appeals は Caballes を、嗅覚検査実施による停止時間の延長がなかった事案であると見て、Caballes によっては問題を解決することができず、停止時間の延長が憲法上許容されるかを別途検討しなければならないと考えた。そして、この憲法上の許容性に関しては Court of Appeals 間で判断が分かれていた4)。

巻第3号282頁, 洲見光男 [2000 – 1] アメリカ法(156頁)参照。Arizona v. Johnson, 555 U. S. 323 (2009). ジョンソンについては、 植上弘文・比較法雑誌 第44巻第1号163頁参照。

<sup>2)</sup> See, United States v. Place, 462 U. S. 696 (1983). プレイスについては、渥美東 洋編『米国刑事判例の動向IV』 (2012年) 557頁 (第55事件,中野目善則担当) 参照。

Illinois v. Caballes, 543 U. S. 323 (2005). Caballes については、洲見光男 [2006-1] アメリカ法 (113頁) 参照。

<sup>4)</sup> United States v. \$404, 905. 00 in U. S. Currency, 182 F. 3d 643 (CA8 1999). 本事 案においては、交通違反により適法に停止がなされた場合において、嗅覚検査の実施によりその停止が5分から8分程度延長されたことは、身体の自由に対する侵害としてみればごく軽微なものであり、嗅覚検査のために自動車運転者の留置きが僅かの間延長されることになっても第4修正違反とはならないと判示された。

United States v. Morgan, 270 F. 3d 625 (CA8 2001). 交通違反 (車輌とナンバープレートの不一致) に基づいて自動車を停止させ、その処理終了後薬物探知犬

#### 比較法雑誌第49巻第3号(2015)

停止時間の延長が第4修正上許容されるとの立場に立った巡回区は、短時間の停止時間の延長は身体の自由に対するごく軽微な(de minimis)侵害に過ぎないので、停止を延長する政府の正当な利益があれば許されるということを理由としていた。本件第8巡回区 Court of Appeals の判断も同様のものである。

この理由付けは、交通違反の処理の際に、運転者に対して交通違反以外の不審事由の有無にかかわらず無条件で降車を命ずることができる、としたミムズ<sup>5)</sup>の判断を、嗅覚検査のための停止時間の延長の場面に適用したものである。ミムズでの降車措置は、車内に隠されている凶器を用いて運転者が警察官に対して暴行を加えるのを防ぐ目的で行われるものであるが、本件の法廷意見は、ミムズにいう警察官の安全確保という公共の利益は、車輌の停止それ自体から生じるものであり、車輌の停止には警察官に対する危険が伴うため、安全な職務執行のための予防策が必要であるから無条件の降車命令が合憲であるとされたのであるとし、余罪捜査として行われる嗅覚検査にはこの理は妥当しないとしてミムズ法理の拡張を否定した。

3. 本件で法廷意見は、交通違反による停止目的達成のために要する合理的時間内であれば、停止理由と無関係な事項についての捜査も不審事由を欠いた状況で一定の範囲で許容され得ることを確認しているが、他方で、停止延長の理由が停止の目的以外の理由による場合は、延長理由に関する不審事由を欠いた状況では、その延長がたとえ短時間であっても第4

による嗅覚検査を実施した事案につき、嗅覚検査によって10分未満の程度停止が延長されても第4修正違反とはならないと判示した。

State (of Utah) v. Baker, 229 P. 3d 650 (2010). 探知犬による嗅覚検査が第4修正上許容されるのは、それが適法な停止の間に実施された場合のみであり、したがって、停止理由以外の他の犯罪に関する不審事由がない限り、警察官は停止目的が達せられた時点で、留め置かれた者が立ち去るのを許可しなければならず、当初の停止目的を達成した後の更なる留置きは、第4修正違反となると判示した。

<sup>5)</sup> Pennsylvania v. Mimms, 434 U. S. 106 (1977).

修正違反となるとしており、停止目的の範囲の厳格化を意味するように思われる $^{6}$ 。

法廷意見と反対意見との差異は、停止目的(mission)に含まれる事項の範囲についてであり、法廷意見は、交通違反による停止目的を狭く解釈し、嗅覚検査をその目的から除外し、他方、反対意見は、交通違反による停止の際に、未執行の令状発付の有無の確認や捜査目的の質問が許容されているのと同様に、嗅覚検査も警察官の通常の職務に含まれるとする。その結果、嗅覚検査による停止時間延長の許否の判断が異なっている。

ただし、本件法廷意見は、交通違反の捜査完了後にも別の犯罪に関する不審事由が存在しロドリゲスの留置きが正当化され得るか否かについては、第8巡回区 Court of Appeals は判断を示していないので、合衆国最高裁判所としては、不審事由がなかったものとして判断を行っており、本件で不審事由が存在していたということであれば、嗅覚検査のための停止時間の延長はテリー型の停止として許されるとの結論が想定されるものであるといえよう。したがって、Court of Appeals が不審事由の存在を認めて本件嗅覚検査による停止の延長を許容した判断を下し、被告人が本件事実では不審事由を認めることはできないということを争点として上訴したならば、最高裁は本件では不審事由があったとの判断を下したのではないかと考えられる。法廷意見は差戻しの審理において不審事由の存否について

<sup>6)</sup> なお、プロウズ (Delaware v. Prouse, 440 U. S. 648 (1979)) において、自動車検問における警察官の職務には、停止に付随する通常の確認作業、すなわち運転免許証の確認、運転者に対する未執行の逮捕状発付の有無の確認、自動車登録証及び自動車保険証書の確認が含まれるということが判示されており、また、エドモンド (Indianapolis v. Edmond, 531 U. S. 32 (2000)) においては薬物探知犬による嗅覚検査は、犯罪証拠の発見を狙いとするものであることも判示されている。プロウズについては、渥美東洋「自動車検問に憲法上の限定を付した合衆国最高裁のプロウズ事件の判断について」判例タイムズ383号24頁、渥美東洋編『米国刑事判例の動向IV』 (2012年) 577頁 (第56事件、香川喜八朗担当)参照。エドモンドについては、洲見光男・朝日法学論集第26号155頁参照。

の検討を Court of Appeals に求めており、そのように考えると法廷意見と 反対意見との差異は実際の事件の処理においては殆ど無くなるものと思われる。

4. なお、Atwater v. City of Lago Vista, 532 U. S. 318 (2001) においては、軽微な交通違反であっても相当理由がある場合には逮捕を許容している。本件は、州法違反の相当理由(probable cause)が存在しており、したがって逮捕も可能であり、逮捕していれば嗅覚検査どころか被疑者の身体及び自動車内の捜索も可能であった。停止・質問という方法を選択したために、停止理由と関連性のない嗅覚検査による停止時間の延長が許されないことになったのである<sup>7)</sup>。本件法廷意見に基づくと、どのような手段により捜査が開始されたかによってその後の捜査が制約されることになってしまうように思われる。

また、Caballes においても本件においても逮捕を行わず警告切符を交付してその際に嗅覚検査を行うという、むしろ慎重・穏当な処分を行っていることに対してその適法性が問題とされており、警告切符を交付して嗅覚検査を実施する方が、軽微な交通違反に基づく「逮捕の必要性」の観点及び余罪捜査の手段として軽微な交通違反の捜査が利用されることを防止する観点からは望ましいことではないのかという疑問が無い訳ではない。逮捕するか否かが警察官の裁量にゆだねられていることからすれば、警察官の恣意的な判断を許さないよう、その裁量をいかに規律していくかが問題

<sup>7)</sup> これと類似した処理であるが、ノウルズでは、交通違反の処理で、運転者の逮捕に代えて召喚状(citation)を交付した場合には、逮捕の場合に比べて警察官の身体の安全への危険及び証拠破壊の危険が相当程度低いことから「召喚状交付に伴う捜索・押収」を認めなかった。他方で、Virginia v. Moore 553 U. S. 164 (2008) において、免許停止中の自動車の運転という軽罪(misdemeanor)に対して州法が逮捕を禁じ召喚状(summon)の交付で処理するように命じていても、現に逮捕した場合には、逮捕の際に生じる危険から当該「逮捕に伴う捜索・押収」は(州法には違反しているが)第4修正には違反しないとした。Moore については、慎上弘文・比較法雑誌第43巻第1号225頁参照。

となるであろう8)。

5. 我が国においても、現行犯(準現行犯)逮捕または緊急逮捕が可能な場合に、誤認逮捕を防ぐために、まずは職務質問を行うといった、より慎重な捜査手順を用いることがあると思われるが、本件は我が国における自動車検問及び留置き措置の限界や適法要件を考察する上で参考になる事案であると思われる。

<sup>8)</sup> 柳川・前掲註1) 288頁。